

## 「危機に立つ平和憲法―違憲訴訟の意義と展望」

―これからの日本はどうか、我々は何をすればよいのか―

(二〇一八年七月一四日・名古屋)

安保法制違憲訴訟全国ネットワーク

代表 寺井一弘

一、はじめに―自己紹介と最近の政治情勢

只今、ご紹介をいただきました寺井でございます。東京弁護士会に所属して登録後四九年を迎えている弁護士ですが、現在、安保法制違憲訴訟の会の東京訴訟の共同代表をつとめると同時に全国ネットワークの代表の仕事に携わっております。

本日は「安保法制違憲愛知訴訟」の「キックオフ集会」にお招きいただきましたまして大変有難うございました。また三八度を超える大変な暑さの中、大勢の皆様がお集まりになりましたことに感謝しております。

安保法制を憲法違反とする訴訟は現在、全国二一の裁判所で二四の裁判が提起されて進行されていますが、一〇年前、名古屋高等裁判所で「イラクでの自衛隊の空輸活動は他国による武力行使と一体化した行動であって憲法九条に違反する」という画期的な違憲判決を勝ち取った名古屋において八月二日に安保法制違憲訴訟が提訴されることになったことに心から敬意を表させていただきます。そして今回の名古屋提訴に全国の仲間がどれほど励ましと勇気をいただいているかをお礼申し上げたいと思っております。本日の名古屋での集會に私をお誘いいただき、こうしてお話する機会を得ましたことは身に余る光栄であります。

本日は私から主催者からいただいた「危機に立つ平和憲法―違憲訴訟の意義と展望」のテーマでお話させていただきますが、名古屋市民の皆様方の多くとお会いするのは初めてでございますので、私ごとで大変恐縮ながら、私の生い立ちについて少しだけお話しするのをお許しいただきたいと思っております。それは、私の戦争についての考え方と平和憲法を守る運動に取り組む動機について深く関わることであり、私はこの原点ともいべきこと

を毎日確認しながら活動を続けております。私はこの四年間、北海道から沖縄までの全国でお話する機会をいただいた時、冒頭に必ずこのことを申し上げてきましたが、それは以上のような理由によるものです。

私は九州の長崎出身ですが、「満州鉄道」の鉄道員だった父と旅館の女中をしていた母との間に生まれ、三歳の時に満州で終戦を迎えました。私が三五年以上お付き合いさせていただいております映画監督の山田洋次さんも満州で誕生なさって一三歳までお育ちになりました。山田監督は満州でのことを鮮明に記憶しておられ、それを心に刻んで数々の優れた作品を世に送られてきていますが、私の満州での記憶はほとんど定かではありません。敗戦後故郷の長崎に戻ってから、私が中国残留孤児となる一歩手前のところを亡き母が父の制止を振り切り、身体を張って長崎に連れ帰ってきたことを両親から何度も聞かされました。引揚げ者としての私でも家族の生活は大変貧しく、母は農家で使う縄や箆をなうため朝から晩まで働き通し、私が高校生になったころは結核の病に冒され入院するに至りました。父は母が作った縄や箆を農家に売りさばく行商をして、私もリヤカーを押してお手伝いしていましたが、長崎の街は原爆投下によって悲惨そのものの状況でした。私は爆心地の浦上にある長崎西高時代まで長崎にいましたが、ずっと「小さな借家のもらい風呂」の生活でした。しかし、私の母は小学校に入った時から高校を卒業するまで耳にタコができるほど「一弘、お前は苦難の末にやつと長崎に戻ってこられたのだから、戦争を憎み、貧困と差別をなくすため力を尽くす人間になれ」「どんなことがあっても平和を守るために最善の努力をせよ」と教え続けてくれました。私は高齢となった今でもこの母の言葉を昨日のことのように覚えております。私が残留孤児となることなく日本に戻り、弁護士として仕事ができるのはまぎれもなく、私を命懸けで満州から長崎に連れ帰り、戦前戦中戦後を必死に生き抜いてきた母のおかげであり、微力ながらこれまで亡き母に叱られないように人権と民主主義、そして平和を守るためのささやかな活動に携わって参りました。

今回の安保法制問題につきましては、安倍政権が四年前の七月一日に集団的自衛権容認の閣議決定をした直後から私は故郷の長崎を頻繁に往復して昨年九月に急逝された長崎大学の学長をつとめられた土山秀夫先生らの仲間と一緒に「平和憲法を守る長崎ネットワーク」という組織を結成して運動を続け、東京においては二〇一五年九月から「安保法制違憲訴訟

の会」の共同代表として微力を尽くしてまいりました。

私は、本日の集会チラシでもご紹介いただきましたようにこれまで日本弁護士連合会の事務総長や国の組織である日本司法支援センター（愛称・法テラス）の理事長などの仕事をしてきましたが、今後は残された人生を安民法制を憲法違反とする裁判、いわゆる違憲訴訟の仕事に全力を傾けて参りたいと決意しております。

本日は、折角貴重な機会を与えていただきましたので限られた時間の中ですが、これからの長期にわたる戦いに備えて「危機に立つ平和憲法―違憲訴訟の意義と展望」というテーマで、安民法制の持つ問題性を憲法九条の本来的趣旨と歴史的な変遷を踏まえて分析し、これからの日本のあり方、そして私達が今後取り組んでいくべき課題などについて私の考えを率直に述べさせてもらいたいと思います。

本論に入る前に最近の政治情勢について若干述べておきます。

一昨年（昨年）の五月三日の横浜臨海公園の五万人集会でお話をされたノーベル賞作家の大江健三郎さんは「私はこれまで人をさんづけで呼んできたが、安倍総理についてはアベと呼び捨てにすることにしているのでお許しいただきたい」と語られました。私も全く同じ思いでありますので、よろしくお願い致します。

先に述べました通り安政政権は二〇一四年の七月一日に集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行ない二〇一五年九月一九日には歴史に大きな汚点を残す採決の強行により集団的自衛権行使を容認する安民法制を国会で成立させました。この安民法制については多くの人が「戦争法」と呼んでいます。これは完全に立憲主義に背反し、長年にわたって歴代内閣が堅持してきた政府の憲法解釈をも無視する暴挙でした。

この法案には実に多くの市民が全国各地から反対の声をあげ、圧倒的多数の憲法学者をはじめとして最高裁判官や内閣法制局長官を歴任した有識者の方々も憲法違反と批判しました。またこれを審議した国会運営が民主主義の実体を空洞化させるものであったことは、私たちが国会中継で目の当たりにしたように明々白々でした。

しかし、強行採決から半年、安倍は、この違憲の安民法制を二〇一六年三月二十九日に施行したばかりか、あろうことか、憲法改正に挑戦することを公言するに至っております。そして安倍は国会での与党三分の二の議席をバックとして昨年の憲法記念日である五月三日に「二〇二〇年オリン

ピックの年までに新憲法を施行する」と豪語し、今年の三月には自民党改憲草案で「国防軍」と位置づけている自衛隊を憲法九条に明記するという自民党案をまとめました。これをもとに安倍政権は今国会において憲法改正の発議をしようと目論んでいましたが、「森友問題」や「加計問題」などの数々の不祥事により、憲法審査会での議論が全く出来ていないことは皆様ご承知の通りです。しかし、安倍は憲法改正をどうしても成し遂げたく、二ヶ月後に実施される自民党総裁選に立候補することを決意し、三選が確実視されています。これで彼の総理在任期間は何と九年になります。

そうした政治・社会状況の中で、私たちは、一昨年四月二十六日、「新たな安保法制が憲法違反であること」の判断を求める訴訟」すなわち、集団的自衛権にもとづく自衛隊の防衛出動命令等の差止めを求める行政訴訟と安保法制の成立により私たちが受けた精神的苦痛の回復を求める国家賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

全国の多くの弁護士から「立憲主義と民主主義が無視され続けるのを法律家として看過してよいのか」「戦争を憎み、人間の尊厳と平和を望む国民とともに精一杯の努力をするのが弁護士の使命ではないか」という声が寄せられ、前記訴訟の代理人に名乗りを上げる弁護士は全国すべての都道府県からきわめて短期間のうちに集まり、現在では一六〇七名となっております。原告の総数は七三〇三名であります。

このような安保法制に対して司法が沈黙することは、基本的人権を保障することを使命とする司法権、そして憲法の基本的な目的に背馳し、それらの存在意義を根底から危うくするのではないかと考えた次第です。

この安保法制の成立はまちがいがなく平和国家の危機でもあります。同胞である自衛隊員が人を殺し殺される道、あるいは国民がテロに遭う道を不可避的に歩むこととなります。私たちも裁判所もその事態が発生するまで待つていなければならぬのでしょうか。そうなつては完全に手遅れです。一人の生命が地球より重いことは真実であり、そのことは日本国憲法の核心であります。

事態を正視すれば、憲法の枠を超えた法制に対しては法の究極にある理念ないし理性に基づいて厳しくかつ的確に対応することこそが求められているのではないのでしょうか。司法権の正当性は最終的には国民の信頼に依拠しています。私は司法権が巨視的な観点から英断を示してこそ、国民の信頼をつなぎとめることができると確信しています。

まず何と言っても強調したいことは今回の安保法制の国会における採決の強行に対して圧倒的多数の国民が心からの怒りの声をあげ、それは北から南まで大きな波となって広がっていることです。

二〇一五年九月十九日未明、集団的自衛権行使容認の閣議決定の具体化としての安保法制法案(戦争法案)の採決が参議院で強行された時、法案に反対してきた多くの人々が、「闘いは今から始まる」ということの認識と意思を共通にしました。連日にわたって国会前で、そして日本全国で展開された、集団的自衛権行使を容認する安保法制に対する反対闘争は、年齢、性別、職業を超えて実に多様な人々によって担われました。

とりわけ、若者たちの活動には目を見張るものがありました。二〇一五年八月三〇日、「戦争させない・九条壊すな！総がかり行動実行委員会」が呼びかけた「八・三〇国会包囲一〇万人集会」は、小雨降る中で、国会前には十二万人もの人々が集まり、安保法制＝戦争法制反対、安倍退陣を求める声を上げました。全国でも八〇万人を超える人々が街頭に出て声を一つにしました。

ところで今、政府・与党が、頼みとし、狙っているところは国民の「諦め」と「忘却」であります。政府与党筋からは「そのうち国民は集団的自衛権のことなど忘れてしまう」というようなたかをくくった声さえ聞こえてきています。今、わが国は安保法制の問題など忘れたかのようにサッカーのワールドカップや二年後のオリンピックに向けてムードを盛り上げようとしています。スポーツはもとより芸術や音楽など全ての文化は平和状態が続かないと存在しえないものであることは明らかであります。私はメダル獲得を目指して必死の努力を重ねられている選手の皆様には敬意を払い、オリンピックが世界平和の象徴としてのスポーツ祭典に発展していくことを心から願っています。スポーツが政治に利用された数々の歴史もしっかり銘記しておかなければならないと思っております。

あのヒットラーは「わが闘争」の中で「ドイツ人民は忘却することに変秀れている」と豪語しましたが、私どもは三年前の「二〇一五年の夏」を「忘却」せずに、平和のために闘い続けなければならず、そのことができるかどうかこれからわが国の将来がかかっていると思います。

憲法の前文では「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすること」と定めています。それは私たちが言語に絶する犠牲を払った代償として、また加害行為を行った教訓として得たかけがえのない

い歴史的な経験知であり国民知です。これを捨てることは何を意味するでしょうか。現在、先の大戦時と比べて人間を殺戮する兵器・機器の能力は質的飛躍的に「発達」し、人間の制御力をも超えんとしています。私たちはこの現実を直視し、未来の世代に平和で豊かな世界を引き継ぐ責任を負っています。それは今だからこそ可能だと言えるのではないのでしょうか。もう先送りは止めたいと思います。

以上のことを踏まえたとき、私たちは立憲主義を確立し、法の支配を回復するために、安保法制違憲訴訟を提起することが、国民の期待に応える私たち法律家としての最大の「責務」であると考えました。安保法制違憲訴訟を提起し、法廷でその根源的な問題性を明らかにして、立憲主義と法の支配を回復し、同時に、世界、とりわけアジアに向けて、私たちが戦後日本の国是としてきた「一人も殺さない、一人も殺されない」という「徹底した平和主義」を堅持し続けることを発信することが不可欠であると確信するに至りました。

私は歴史と知性に背を向けて開き直る安倍を絶対許すことはできないと思っています。敗戦から七三年、今という時代は、国内で三百万人以上、世界で二三〇〇万人以上の尊い命を奪った戦争の悲惨さを踏まえて誕生した日本国憲法の価値を維持・発展させるのか、それともその破壊を許すのかの重大な岐路に立っているものと考えています。

## 二、「憲法第九条」制定の歴史的意義とその変遷

さて、本論に入りますが、私はまず、憲法とは何かを確認しなければなりません。改めて説明するまでもありませんが、憲法は国の最高法規であり、わかりやすく言えば法の親分ともいうべきものです。その国の権力者が絶対守るべきもの、従うべきものという高い位置づけを有しています。このことから政府の統治が憲法に基づいて行われるべきという立憲主義が近代民主主義国家の共通の理念として導かれており、政府・国家権力は憲法に従い、憲法の枠内でしか政治をしてはならない大きな義務を有しているのです。

わが日本国憲法は一九四五年八月一五日の敗戦を踏まえて成立しました。その一ヶ月前の七月に米、英、中の三国はポツダム宣言をまとめ、日本に降伏を迫りました。ソ連は日ソ中立条約の存在とその当時日本への参

戦をしていないことから除外されております。

そのポツダム宣言では「言論の自由を守り、基本的人権を尊重し、平和な政府を作る」ことを求め、日本はこれを八月一四日午後十一時に受諾したのであります。安倍は二〇一五年の国会でこのポツダム宣言を「つまびらかには読んでいない」と答弁しましたが、これは一国の総理の発言として言語道断であります。そう言えば、安倍は法学部出身ながら五年前の三月の参議院予算委員会において憲法学者の第一人者で最も高名な芦部信喜教授を「存じ上げていない」と答弁して、多くの人達に失笑と落胆を与えました。このこと一つをとっても安倍は日本国憲法を真剣に読んだことがあるのか、甚だ疑問であります。

ここで私は憲法九条の制定過程について述べておきたいと思えます。自民党や保守的なジャーナリストはしきりに「日本国憲法はアメリカから押しつけられたものである」と宣伝していますが、これは全く事実に反しております。

このことについては岩波書店の月刊誌である「世界」の今年の6月号で笠原十九司（とくし）という学者が「憲法九条は誰が発案したのか」との論文を発表しましたが、そこでは憲法九条はマッカーサーでなく、憲法草案作成当時の総理大臣であった幣原喜重郎さんであったことを明言しています。この「世界」の論文は皆様にも是非お読みいただきたいのですが、私は次の一節だけはどうしてもここでご紹介したいと思っております

それは幣原さんの終戦日である八月一五日に述べた言葉であります。

「玉音放送で無条件降伏を知って呆然とした気持ちで家に帰る電車の中で、二十代ぐらいの元気のいい男が大きな声で向かい側の乗客に向かって『なぜ戦争をしなければならなかったのか：戦争は勝った勝ったで、敵をひどく叩きつけなければならなかったのか：戦争は勝った勝ったで、敵をひどく叩きつけたとばかり思っていると、何だ、無条件降伏じゃないか。足も腰もたたぬほど負けたんじゃないか。おれたちは知らん間に戦争に引き入れられて、知らん間に降参する。怪しからんのはわれわれを騙し討ちにした当局の連中だ』と、盛んに怒鳴っていたが、しまいにはおいおい泣き出した。車内の群集もこれに呼応して、そうだそうだとワイワイ騒ぐ。私はこの光景を見て、深く心を打たれた。彼らのいうことはもともと至極だと思った」

そして、次のように続けています。

「私は凶らずも内閣組閣を命ぜられ、総理の職に就いたとき、すぐに私の頭に浮かんだのは、あの電車の中の光景であった。これは何とかしてあの野に叫ぶ国民の意思を実現すべく努めなくてはいかんと、堅く決心したのであった。それで憲法の中に、未来永劫そのような戦争をしないようにし、政治のやり方を変えることにした。つまり戦争を放棄し、軍備を全廃して、どこまでも民主主義に徹しなければならないということは、他の人は知らないが、私だけに限る限り、前に述べた信念からであった。それは一種の魔力とでもいうか、見えざる力が私の頭を支配したのであった。よくアメリカの人が日本へやって来て、こんどの新憲法というものは、日本人の意思に反して、総司令部の方から迫られたんじやありませんかと聞かれるのだが、それは私の関する限りそうではない、決して誰からも強いられただけではないのである」

そして幣原さんはそのことを胸に秘め、マッカーサー元帥と一九四六年一月二四日に二人きりで会って憲法九条の戦争放棄を提案したのであります。そしてその翌日の一月二五日、マッカーサーはトルーマン大統領に電報を送り、象徴天皇制と戦争放棄の基礎を築いたと言われています。

そして笠原氏は、この論文の最後に次のように結んでおられます。

「今年(一九四五年)は明治維新以降一五〇年になる。この時代は、帝国憲法の下で、日本が朝鮮や中国などアジアへの侵略戦争を繰り返した一九四五年までの七十余年と、日本国憲法下に平和を維持してきた戦後の七十余年とに大きく分かれる。朝鮮戦争やベトナム戦争、湾岸戦争などに自衛隊を参戦させようというアメリカ政府の圧力が加えられてきたが、辛うじてそれを阻止し、戦死者を出さずにきたのは、憲法第九条の存在があればこそである。それが現在、「戦後レジームを克服」して「強い日本を取り戻す」と豪語する安倍政権によって、憲法九条は骨抜きにされ、日本は再び戦争する国、戦争できる国へと移行しつつある。安倍・自民党政権がめざしているように、二〇二〇年の東京オリンピックの年に大日本帝国憲法を彷彿とさせる自民党憲法草案にもとづいた新憲法が施行される危険性もある。本稿で明らかにしたように、幣原喜重郎が憲法九条を発案して「直訴」して、日本国憲法の柱にした背景には、日本国民が再び悲惨な戦争に巻き込まれてはいけないという「八月一五日」の体験があったことを改めて想起したい」

さて、皆様方ご存知のように、一九四七年五月三日に新しく施行された

憲法九条においては日本は決して戦争をしない、そのために①兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは一切持たない。(戦力の放棄)②他国と争いごとが起こったとき、決して戦争によって解決しない。(戦争の放棄)としました。これは当時の政府・文部省作成による『あたらしい憲法のはなし』の説明です。これは、一九四七年八月に中学一年生用の社会科の教科書として書かれたものですが、その後の政治情勢から一九五〇年四月には「副読本」に格下げされました。

そして、その後すぐにこの政府の見解が大きく変更されていくことになります。

そもそも、当初の日本政府は「自衛権の発動としての戦争も放棄していた」と明言していました。マッカーサーの三条件の中では「自国を守るための戦争も放棄する」とされていたのであります。それを受けて吉田茂総理も「近年の戦争は国家を防衛するという名目で行われるので、正当防衛権を認めることは戦争を誘発する」と国会で答弁して自衛権の発動としての戦争を放棄していると断言していたのであります。

アメリカの対日政策が現実的に大きく変わったのは一九五〇年六月二五日に勃発した「朝鮮戦争」、いわゆる「東西冷戦」の始まりでした。アメリカは日本に駐留していた米軍七万五千人を韓国に送り込んだため日本はガラ空きとなりましたので、アメリカは日本に「軍隊」を作ることの方針転換しました。

その結果、一九五一年八月一〇日に「警察予備隊」が発足したのであります。私はある意味でこの時が戦後日本歴史の重大な曲り角ではなかったかと思っています。

その当時アメリカの占領軍指揮者であったコワルスキーは、「私個人としては、あの恐ろしい戦争のあと、大きな希望と期待を持って生まれ変わった民主主義国日本が、国際情勢のためにやむを得ないこととはいえ、みずからその理想主義的憲法を放棄せねばならなくなったのは悲しいことであった」と述べています。

つまり戦力を一切排除して戦争を放棄したわが国の新憲法には世界平和実現のために貢献する壮大な夢とロマンが強く期待されていたのであります。場当りの措置としての警察予備隊の設置によって大きな転換を余儀なくされたのです。新憲法施行後わずか四年半足らずの出来事でした。

敗戦後国内の民主的勢力もきわめて脆弱であったため、この事態に迅速適切に対応することができなかつたことは実に残念でなりません。

あろうことか一九五一年一〇月八日には、あの吉田総理が「自衛権を否認したというような非常識なことはない」と衆議院で発言するに至つたのであります。

そして一九五二年四月二十八日、サンフランシスコ講和条約が発効して占領が終了し、その年の一〇月二五日には警察予備隊が改編されて「保安隊」となりました。隊員も一十万人に増えました。

その後一九五四年には「自衛隊」と名称を変え、二〇〇七年一月には防衛庁は防衛省となり、隊員は二四万人に増強されて今日に至っています。

二〇一三年七月には安倍は「国内では自衛隊は軍隊でないとされているが、海外では軍隊として認識してもらっている。軍隊として認識してもらわなければ国際法の社会の中の行動はできない」と発言するまでになりました。この安倍の発言もきわめて問題であります。

私は戦後日本の歴史の中でとても重要な「基地の島」沖繩の問題について皆様とご一緒に考えたいことが山ほどあるのですが、時間の関係でそれは次の機会に譲ることにして、皆様には新崎盛暉さんの岩波新書「日本にとって沖繩とは何か」を是非お読みいただきたいと思っています。

ところで自衛隊に対する司法判断のポイントは「長沼裁判」です。住民が一九六九(昭和四四)年に起した訴訟に対して一審の札幌地裁は堂々と「自衛隊は憲法違反」としましたが、札幌高裁は「統治行為論」でこれを退け、最高裁も一九八二年に訴の利益がないとして門前払いにしました。

「統治行為論」とは国家統治の基本に関する高度な政治性を有する国家の行為については法律上の争訟として裁判所による判断が可能であってもこれゆえに司法審査の対象から除外すべきとの理論です。これに対して憲法学者の故奥平康弘先生は「憲法解釈は政治的な問題でありうる。しかし憲法規範はこの点をみこんだ上で憲法八一条で体现されたように、憲法解釈機能をあげて裁判所にゆだねたのである」と批判されております。つまり「統治行為論」なる一般的理論ではなく、そのような主張はもっぱら司法の消極的姿勢をあらわす以外の何物でもないと私は考えております。

集団的自衛権の問題ですが、「個別的自衛権」が自国が他国から攻撃されたとき、自分の国を守る権利であるのに対して「集団的自衛権」は互い

に助け合うグループを作り、その仲間が他国から攻撃されたら自国が攻撃されたと同じに考え、仲間の国と一緒に攻め上げてきた国と戦う権利であります。

内閣法制局の四年前までの一貫した見解は「日本も独立国である以上、国家として集団的自衛権を持つてはいるが、憲法九条で戦争を放棄している所以他国を応援する戦争はできない。従って集団的自衛権を使えない」としたものでありましたが、安倍から指名された横畠裕介現長官はその見解を大きく転換させて、集団的自衛権は憲法に違反しないという見解をまとめるに至りました。その間の経緯については、東京訴訟において証人として申請している宮崎礼壹元内閣法制局長官が明らかにしているところですが、きわめて犯罪的で歴史的な暴挙でありました。

そして自民党は野党時代の六年前に憲法改正案を公表しましたが、そこでは集団的自衛権について「自衛権の発動を妨げるものではない」と明記し、「国防軍の設置」を認めるとされています。軍法会議も設置し、立憲主義については「全ての国民は憲法を尊重しなければならない」と規定し、政府や国会議員らが憲法を遵守する義務を負うと定めた九九条を大きく転換して本末転倒の論理を使いました。これについては私の尊敬する新進気鋭の憲法学者である青井未帆教授が一昨年の四月に発刊した岩波新書の「憲法と政治」の中で「憲法で政治を縛るといふ立憲主義の大原則を根底から覆すもの」と喝破された通りであります。

つまり政府の考えは「日本は国際社会の一員として、もっと具体的に言えば、アメリカの同盟国として国際貢献できるようにしたい、そのためには海外で活動できる軍隊としたい」というものであり、これこそが、二〇一四年七月一日の閣議決定の源となった考えであります。現行平和憲法と自民党の憲法改正案は人間観・国家観について本質的に異なるものであることをご理解いただけたらと思います。

ところで安倍は第一次内閣でやり損ねたことを全部やろうとして再登場しました。ご承知のとおり安倍は第一次内閣の二〇〇六年九月二日の所信表明演説で「総理官邸とホワイトハウスとの常時意思疎通」「集団的自衛権の検討」「日本国憲法の改正手続きの法律制定」などを掲げていましたが、健康上の問題を理由に突如退任しました。

私は第一次安倍政権の幕をあれだけの失敗で閉じた安倍が驚くべき復

権を遂げた背景は何だったか、を鋭く分析する必要があると思っています。時間があればこのことについて詳しくお話したいのですが、要約すると次の二点が大きかったと考えております。

それは第一に野党時代の三年間における自民党のさらなる右傾化です。比較的リベラルと言われていた宏池会と経世会の系譜の弱体化と、新右派連合の「創生日本」の台頭であります。二〇一六年八月三日の内閣改造で大臣に就任した人物には有名な「日本会議」のメンバーでもあり、「右派政治家のエース」で次期総理候補と言われていた稲田朋美元防衛大臣や下村博文元文部科学大臣をはじめ多くの政治家がこの「創生日本」のメンバーと言われています。

その「創生日本の宣言」では、次のように述べられています。これはやや長い文章ですが、次の部分だけはどうしてもご紹介させていただきます。

「われわれは、戦後ただの一度も憲法を改正できず、自分の国を自分の力で守ることも、誇りある歴史と伝統を学校教育を通じて次代の子供たちに伝えることも、十分になしえてこなかった責任を強く自覚せざるを得ない。誇りある独立国家として復活するためには、このような『戦後レジーム』からの脱却を何としても成し遂げなければならない。」

このように憲法改正を断行して戦後レジームからの脱却することを宣言している、この「創生日本」の思想を背景にして安倍第二次政権は誕生したのであります。

もう一つ、私は「政治の自由化の崩壊」も指摘しなければならぬと思っています。有権者の政権選択が可能となる競争的な政治システムが民主党政権の挫折とともに六年前に去っていったのであります。オルタナティブとも呼ばれています。受け皿として育ったはずの民主党が有権者に忌避され、多党乱立状態の中でうんざりした有権者が投票所に行かなかつたり、野党を敬遠している状況においては、積極的な支持を獲得せずとも自民党が勝ち続けることができる政治システムが出来上がってしまったのであります。もとより小選挙区制という選挙システムによる影響も大きいのですが、それは先の衆議院選挙で比例区においては十七%の得票率しかない自民党が大多数の国会議員を擁している実態になっています。私達はこの「悪の連鎖」をどこかで転換させなければなりません。

### 三、「安保関連法案」の国会審議の状況

#### ―立憲主義と民主主義の完全否定

二〇一二年一月二六日第二次安倍内閣が発足しましたが、二〇一三年一月二七日にはNSC（国家安全保障会議）設置法を定めました。これは外交・安全保障政策の基本方針や中長期的な戦略を決めるもので総理、官房長官、外相、防衛相がメンバーとなっています。

続いて二〇一三年一月二三日には外交や防衛などに関する国の機密を漏らした公務員らに罰則を科す「特定秘密保護法」が成立したことは皆様方ご存知のところ です。

本日の集会の参加者はこれまで何度も学習会などを重ねてこられたと思いますので、特定秘密保護法のことについて詳しくご説明する必要はないと思いますが、要するにこの法律が、安保法制を基礎作る役割を果たしていることは明らかであります。

そして二〇一四年五月一五日には安保法制懇報告書が提出され、それを踏まえて安倍がパネルを使用してインチキな記者会見を行なったことは皆様ご承知のところ です。

それ以降は二〇一四年七月一日の閣議決定、その年の一二月には「大義なきアベノミクス解散」の強行へと続きます。そして二〇一五年の五月一五日安保法案が国会に提出され、七月一六日には衆議院強行採決、九月一九日に圧倒的多数の国民世論を踏みにじっての強引きわまる方法で参議院で強行採決して安保法の国会成立を図ったことはあまりにも醜い歴史的暴挙でした。

東京大学の石川健二教授は「これはクーデターである。これが完結するのは最高裁の判決になるのである」と指摘していますが、私は立憲主義を堅持する立場から、こうした策動を決して許してはならないと考えております。

私は日本の安全保障のあり方自体についてはさまざまな意見があることは十分承知しておりますが、何よりも大切なことは国民の平和に生きる権利と国のあり方を大きく左右する重要な事柄についてはどのような道を選択するにせよ、国民主権の原則のもと、徹底した民主主義手続きに沿って真摯かつ丁寧な議論されていかなければならないと思っております。国際情勢を冷静かつ客観的に分析し、平和憲法の精神を深く自覚しながら

広く深く検討することが求められているのであります。国民世論を完全に無視し、民主主義手続きを根底から蹂躪した手法はいかなる意味でも許容されるものでなく、そうしたこと自体にあの忌わしき第二次世界大戦に突入した時代を嫌が応でも想起させられてならないのであります。

#### 四、「集団的自衛権行使容認」の犯罪性と憲法上の問題点

ところで政府は安民法制の法的根拠を「砂川判決」に求めています。つまり、安倍総理、当時の中谷防衛大臣らは一九五九年一月一六日の判決の中の「わが国の存立を全うするために必要な自衛の措置を憲法は禁じていない」を根拠にして「憲法の番人は最高裁であり、憲法学者ではない」と強弁しているのでありますが、そもそもこの「砂川判決」では集団的自衛権の問題は全く論点になっていなかったものであります。この「砂川判決」を一つ覚えのように繰り返す安倍と中谷大臣の答弁を聞きながら、この政権は全く知性がなく、どこまで国民を愚弄するのかとの怒りを禁じ得ませんでした。

しかも、改めてご説明するまでもありませんが、その「砂川判決」から一二年後の一九七二年の政府見解でも「自衛の措置は、外国の武力攻撃で国民の生命、権利が根底から覆される急迫、不正の事態に対処する必要最低限度にとどまる」として集団的自衛権を否定していました。そしてこれは以後ずっと内閣法制局の見解と同時に歴代自民党内閣が一貫して踏襲してきた見解でありました。

しかし、二〇一四年七月一日の安倍政権による閣議決定では武力行使の新しい三要件を定め、「わが国と密接な他国への攻撃が発生し、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があり、国民を守る他の適当な手段がない場合、必要最低限度の実力行使は許される」として集団的自衛権の行使を容認しました。恐るべき歴史的暴挙でありました。

そして二〇一五年四月改定の「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」では次の三つのポイントが明らかにされています。

それは第一に地理的制約をなくす(量的拡大)ものであります。「周辺事態の協力」の概念をやめて「日本に影響を及ぼす事態は地理的には定義できない」として自衛隊の活動範囲の地理的制約をなくしました。

第二は武器使用の拡大(質的拡大)です。今までの自衛隊は武器を奪わ

れそうになった時は合理的かつ必要な範囲で武器を使用してもいい、となっていました。この規定を広げてアメリカの船まで守れることにしました。そして、海外に派遣された自衛隊が任務遂行のために武器使用ができるようになったのです。

第三は平時からの切れ目のない、シームレスな戦闘への参入であります。これまでは朝鮮半島での有事を想定して、日本周辺で武力衝突が起きた場合の自衛隊とアメリカ軍の役割分担を定めていましたが、今度のガイドラインでは世界中どこで何が起ころうとも何がしかのことを日本はやれることになりました。

## 五、安倍の目指す国家像 ― 軍事立国への衝動

ここで私は安倍がわが国をどのような国家にしようとしているかについて考察したいと思います。

安倍は二〇一四年七月一日の閣議決定後の記者会見において「集団的自衛権が現行憲法の下で認められるかどうか、そうした抽象的、観念的な議論ではない」と言い切りました。とんでもない欺瞞に満ちた発言であります。それに先立つ五月十五日には記者会見で積極的平和主義の旗を掲げると述べましたが、もともと本来の積極的平和主義とは日本国憲法の平和主義の積極的意味づけ、でありました。安倍のいう「積極的平和主義」なるものはそれと一八〇度趣旨を違え、軍事の積極的利用を推進していくというものであります。国連の集団安全保障への日本の参加に集団的自衛権行使の合憲化を絡めて考えているものであります。

あまり知られていませんが、二〇一三年二月一五日、自民党本部で安倍は次のように述べています。

「こういう憲法でなかったら横田めぐみさんを守れたかもしれない」

「日本の戦後体制、日本の憲法は沖縄の二三歳の少女の人生を守れなかった」

「自衛隊の名称については海外では Selfish（わがまま）と言われている」

「自衛隊に誇りを与えるため、憲法改正が必要である」

自民党本部での身内相手に語った言葉ながら、これらの発言は全て論理の完全なすり替えであり、雑駁な詭弁そのものであります。見事に彼の本音が露呈されています。

つまり安倍は日本を「戦争することを躊躇しない」列強国にするのを最終目標としております。国民の命と財産を守るとの名目で若者を戦場に送り込み、子供達に過酷な状況を強いていく、武器や原発を世界中に輸出し、日本の軍事的、経済的影響力を高める、そのための「国益防衛軍」を創設するというものであります。

ところで安倍は二〇一五年七月一五日の国会答弁で「自ら反（かえり）みて縮（なお）くんば、千万人といえども吾ゆかん」と発言しました。これは安倍の祖父にあたる岸元首相が座右の銘としていた孟子の言葉であります。もはや安倍には憲法九条の存在など念頭になく、「憲法遵守を語る者は歴史に責任を負わない」と断じて突っ走っていくというのであります。

国会を乗り切るために「砂川事件」を強引に持ち出した高村自民党副総裁は二〇一五年の七月一九日のNHK討論で「刹那的な世論だけに頼っていたら自衛隊も日米安保もできなかつた。国民のために必要だと思ふことは、支持率を下げてもやってきた。これが自民党の歴史だ」と言い切りました。「社会保障充実のためには消費税の値上げはやむを得ない」との方針を打ち出しながら、衆参の国政選挙の直前になるとそれを臆面もなく翻がえす姑息な手法で国民の支持率と得票を獲得してきたことを棚に上げて「本当によく言うよ」と思っています。

考えてみますと、そもそのルーツは安倍が二〇一二年一二月に登場した時の「日本を取り戻す」という言葉であります。

安倍が取り戻したいのは何か。それは戦前の大日本帝国であります。「戦後レジームからの脱却」とは要するに戦前に戻すことなのです。

そして二年後の二〇一四年には「強い経済を取り戻す」といい、その後は「誇りある日本を取り戻す」という表現をしています。これは強くなければ誇りではない、という戦前の富国強兵政策踏襲であります。

これはまさしく、国家と国民の関係に関する逆転の発想であります。すなわち国家のために国民が奉仕する、強い日本国を作るために国民がお国のために頑張らなければならぬ、というものであり、国民一人一人が「活力ある日本の復活」に向けて「挑戦する心」を取り戻し、国はこれをサポートするという考えです。国民全体が「総員奮励努力せよ」というものですが、それは一億総活躍の思想につながっています。安倍はわざわざ自分の内閣で一億総活躍担当大臣を置きましたが、それは戦前の「一億総決起」

を想起させる以外の何ものでもありません。

とにかく安倍は就任以来のいずれの衆参選挙においても争点を隠した政治的手法を用い、国民に堂々と事実を示して判断を仰ごうとしない歴代自民党内閣の中でも例を見ない、不誠実かつ傲慢な総理大臣であります。私はこのような人物は思想や政治的信条を超えて、わが国のトップリーダーとしての資質は全くないと思っております。

今や自民党内の派閥は形骸化してリベラル派はいなくなり、安倍に文句を言ったり批判する雰囲気は完全に消えてしまっています。ご承知の通り、安倍政権は今、「森友」「加計」の両問題や「自衛隊の日報問題」などで危機的政治状況に陥っています。自民党は理念や政策を棚上げして安倍の顔色をうかがいながら官邸と官僚に追従する「イエスマン」ばかりの政党に墮落しているのです。こうした状況を受けて安倍は先ほども述べました通り、二ヶ月後の自民党総裁選挙に三選を目指して立候補を決意しています。これを安倍独裁政治と言わずして何と呼べばよいのでしょうか。

私どもは安倍の主観的思い込みと詐欺的手法による戦前回帰の「強い日本を取り戻す」という策動を断固として阻止しなければならない大きな歴史的使命があると信じてやみません。

#### 六、安保問題に対する国民の関心と若者の意識

そうした状況下、日本人の多くの関心の的は、短期的には景気と雇用、長期的には年金と社会保障にあります。特に若い人は「職がほしい」「生活が苦しい」との意識が蔓延しています。さまざまな経験を有してこられた高齢者の方々には「自分達が生きている間には戦争は起こらないだろう。少ない年金を大事に使いながら余生を静かに送りたい」という思考傾向が強く見られます。私の友人でジャーナリストの金平茂紀さんは私の事務所主催の講演会で、現在の日本人は「今がよければいい、金があればいい、自分が楽しければいい」の生活を求めている、そうした現実を直視して今後の運動を構築していく必要があると強く指摘されました。誠実で勤勉な日本人の多くの方々は今、ご自分とご家族の生活を守るために毎日必死にならざるを得ない状況に追い込まれているのです。

若者の政治意識の低さも指摘されています。麻生副総理は先日、「若い人は新聞などを読まない。そのほとんどは自民党支持者である」旨発言しましたが、その傾向は否定できないものの、私は若者達の中に秘められた

平和を希求する気持ちを感じたいと思っています。皆様方も先月の六月二三日の沖縄慰霊の日の記念式典で中学三年生の相良倫子さんが「平和の詩―生きる」を誦んじられたNHKのテレビ放送をご覧になったことと思います。翁長知事後、安倍の去年と同じ原稿を棒読みした直前の七分間の訴えは涙なしには聞くことのできない素晴らしいものでした。それに感動した私は相良さんにお礼と激励の手紙を送ったのですが、彼女は私に折り返しの返事を寄越してくれました。その中で相良さんは「私は憲法九条が大好きで平和のために頑張っています」との決意を述べておられます。この一四歳の相良さんの訴えは全国的に大きな反響を呼んでおりますが、私はこうした一つ一つの真摯な思いや努力が若者達の間に広がっていくことを心から期待したいと思っています。

政府はマスコミを最大限に利用して、必要以上に北朝鮮の脅威とイスラム国への不安を煽り続け、国民の立憲主義への無理解さも最大限に利用しながら、「安保法制やむなし」の現状追認の傾向に拍車をかけてきました。

思想家の内田樹氏は「世界平和を求めるとか、平和を維持するとか、きれいごとを言うのはもうやめようという雰囲気安倍政権を支えている」「世界はカネと軍事力だ、といい放つリアリストの目には、立憲主義も三権分立も言論の自由も全て絵空事に見える」「一部の日本人は政治的に正しいことを言うことに飽き飽きしている」「平和憲法が敗戦国民にどれほど深い安堵をもたらしたかわからないが、現在は憲法が空語にしか思えなくなっている」「安倍総理は国際社会から『善い国だが弱い国』と思われるよりも『嫌な国だが怖い国』と思われる方を選んだ」と評しています。残念ながら、私はこの内田氏の辛口の指摘は的を射ているのではないかと思わされております。

## 七、今後の動きと私達の課題

―立憲主義の普及と戦争をしない国づくりに向けて

しかしながら一方において私は、今回の安保法制についての世論調査において五割以上が集団的自衛権を憲法違反とし、六割が法案に反対、八割が理解できていないと表明していることが明らかにされた事実を忘れてはならないと思っています。

二〇一五年の五月から四ヶ月あまりの短期間でありましたが、従来にならぬ多くの国民、特にシールズの若者達、子どもを抱いた女性達、戦争経験

を持つ高齢者などが国会周辺を連日埋め尽くして抗議行動に参加したの  
であります。今、わが国ではこうした戦前への復帰を求める保守勢力とそ  
れを阻止しようとする平和勢力との間で、激しいせめぎ合いが展開されて  
いる実情にあります。

そういう中で私達は立憲主義の大切さをどのような形で定着普及させ  
ていくか、平和憲法を死守するために何が必要かを真剣に考えていかなけ  
ればなりません。そのためにどのような戦いが求められるか、私は次のこ  
とを強調したいと思っております。

まず第一は市、町、村の地域から諦めないで市民の声を地道に上げ続け  
ること、そして全国各地の運動の連携と継続的發展をはかることでありま  
す。

「九・一九を忘れない総がかり運動」の発展と安民法制の廃止を求める  
「三〇〇〇万人署名運動」の達成を何としてもはからなければなりません。  
そして私は世界に誇る憲法九条の存在とそこに盛られた趣旨を今こそ  
国際社会に広く訴えていくことが求められていると痛感させられており  
ます。

次に集団的自衛権の発動を承認させない国会審議への具体的取り組み  
も大切です。先に述べた通り、衆参では改憲勢力が三分の二を占めており  
ますが、憲法改正についても与党の間でさまざまな意見があつてまとまる  
には時間を要すると思われれます。私たちはこうした現状を正確に見定め、  
集団的自衛権の発動に関して国会での承認をさせないための具体的運動  
を強めていかなければなりません。

最後に安民法制を違憲とする私どもの訴訟を国民的運動の一環として  
位置づけて何としても成功に導かなければならないと考えています。

## 八、戦いの一つとしての違憲訴訟

### ―知性なき安倍政権と消極的日本司法への挑戦

憲法裁判所がないわが国においては違憲訴訟はハードルが極めて高い  
と言われていますが、それは政府自身が自らの行動を合法化・正当化させ  
るために国民から裁判所に訴える権利を恣意的に奪っているためです。違  
憲立法審査権を保障している憲法八一条はそのような条件を何一つ定め  
ておりません。私は、冒頭に述べましたように三権分立制度の下、司法が  
毅然として「憲法の番人」としての役割を果たすことを求めて「違憲訴訟」

を提起したことは大きな歴史的意義があると確信しています。

先にご紹介した青井教授は私ども「安民法制違憲訴訟の会」が出版したブックレットに「裁判所に求められているものは何か」の論文を寄稿してくださいましたが、その最後の部分で次のように述べておられます。

「市民は権力抑制という難しい任務に当たる裁判所ではないのだから、他の権力からの報復を恐れる理由はない。また、法律家ではないので訴訟法上の困難などに頭を悩ます必要もない。

そういったことから離れて、自由に、国政が正しく行われているか、おかしいことが行われていないか、権力を監視すべきである。おかしいことが行われたら、おかしいと声を上げる。法秩序が維持されることを求め、裁判所が果たすべき役割を考える。そういったことを、市民は出来る。

二〇一四年七月一日の閣議決定や、強行採決、参議院特別委員会の議事録追記問題、そしてその結果としての安保関連法制定等、非常識かつ違憲な行為が内閣によって積み重ねられている。これらについて、市民から『おかしい』という声が上がリ、また裁判所の判断が求められるのは、日本国憲法の下で自然なことだと筆者は考える。

『おかしなことが行われた時に、ストップさせるために日本国憲法には違憲審査権が取り入れられたのではないのか』、『憲法の番人として匡すべきではないか』という疑問は、むしろ違憲審査権という権限の理解に忠実であるとも思う。

まっとうな政治が行われることについて、私たち国民が終局的な責任を負っていることを、改めて確認したい。」

以上が青井教授のご見解ですが、私もこの段階においてわが国はあくまでも民主権の国であり、民主主義を実現するためには市民の知恵と力が何よりも大切であることを改めて確認したいと思っております。

さて、私達が裁判所に訴えている内容は既に述べた通り集団的自衛権に基づく自衛隊の海外出動等を差し止める「抗告訴訟」と呼ばれる行政裁判と平和的生存権等に基づく「国家賠償請求訴訟」の二つであります。この裁判の具体的内容につきましては時間の関係で詳しく述べることはできませんが、私は端的に言ってこの違憲訴訟の持つ意義は安倍政権の暴走する『戦争できる国家づくり』を阻止することと消極的な日本司法への挑戦

の二点であると位置づけています。

私どもはまず東京において二〇一六年の四月二六日に五〇〇名以上の原告、六二〇名の代理人弁護士の名において国を相手として提訴いたしました。原告には音楽家である私の弟が長崎の原爆被爆者の皆様と一緒に結成しました「ひまわり」という合唱団の方々も多く加わっておられます。私も被爆者の皆様方に何回もお会いしましたが、戦後七三年を死の恐怖や不安と戦いながら生きてこられた平均八〇歳以上の皆様の平和を願う訴えに私の心は今でも震えています。

その後違憲訴訟は、福島、高知、長崎、大阪、岡山、埼玉、長野、神奈川、広島、福岡、京都、山口、大分、札幌、宮崎、群馬、釧路、鹿児島、沖縄、山梨の二一地方裁判所で二四件の訴訟が提起されており、原告は七三〇三名、代理人弁護士は一六〇七名です。そして、来月の八月二日にはここ名古屋における提訴が確定しています。その名古屋では、ノーベル物理学賞を受賞された益川敏英博士らを原告として、代理人の中には「イラク訴訟」で画期的な判決を出された元名古屋高裁の裁判長の青山邦夫弁護士はじめ多くの裁判官経験者が名前を連ねるとお聞きしております。名古屋の弁護士の方々は「訴訟提起が大きく遅れて申し訳ない」と言っておりませんが、私は「そんなことは決してありません。訴状の原案を拝見して、新安保法制定後の軍事大国化の数々の事実を取り上げて新しい切り口で戦いを挑もうとされている姿勢はさすがであると思っております」と答えさせていただいております。名古屋での戦いを大いに期待いたしております。

この間の全国各地の運動、そして一人ひとりの真剣な取組みを、この講演において語り尽くすことはできませんが、私は、沖縄での提訴について、どうしてもひと言語らざるを得ません。皆様が沖縄のことをどれ程ご存知かはわかりませんが、わが国の戦後における平和が沖縄の犠牲の上に存在していることは明らかな事実であります。沖縄の米軍基地はこれまで憲法九条の規律が及ばない例外として存在し、返還後も日本国憲法は沖縄に定着することは全くありませんでした。米軍専用施設の七〇%が沖縄に集中し、今、辺野古基地問題は鋭くわが国の安全保障の矛盾を暴き出しています。私は一昨年一二月、辺野古を訪れ、米軍キャンプ・シユワブ前で抗議を続けるテント村の村長らと話し合う機会を持つことができましたが、本土では全く報道されていない現場の深刻な事態に胸を突き刺されました。

そうした中で、沖縄の弁護士十数名は、普天間、嘉手納、高江、辺野古の各基地訴訟と平和活動家に対する人権無視の弾圧事件の対応に奔走していますが、新安保法制のもとで戦争準備が前倒しで進められている沖縄の現状を看過することができないとの思いで、違憲訴訟の提起に踏み切っていたきました。

人権擁護と平和憲法を死守するために、不眠不休のたたかいを続けている沖縄の若手弁護士から、私たちは、深く学び、言葉の正しい意味での連帯を築いていかなければなりません。慰霊の日である今年の六月二三日の午前、私も沖縄に赴いて、原告らの皆さんとともに、裁判所への訴状提出や記者会見をご一緒し、そして午後からの記念集会で講演させていただくなど、行動をともにいたしました。沖縄県民の方々の戦争を憎み平和を求める熱い思いは、今でも私の魂を激しく揺さぶっております。そうした思いから私は本日、カリユシのシャツを着て名古屋に参りました。

私どもは「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」を結成しておりますが、今後全国すべての裁判所において違憲訴訟が勝訴することを心から期待しております。

ここ名古屋においても本日の決起集会を契機として安保法制を違憲とする裁判の運動がより大きく広い形で加速されていきますことを切望いたします。

なお、二週間前のお阪の講演会でも質問を受けました東京地方裁判所における国賠訴訟の現状についてここでご報告させていただきたいと思っております。

東京での提訴は一昨年の四月二六日で、これまで七回の裁判が開かれてきました。六日後の七月二〇日が第八回目であります。この日は安保法制違憲訴訟にとってきわめて重要な位置づけを持った法廷になるであろうと考えております。時間の関係で細かいことまでを説明することはできませんが、裁判所はこの日に私どもが証人として申請している宮崎礼壹（元内閣法制局長官）、濱田邦夫（元最高裁判事）、福山哲郎（参議院議員）、半田滋（ジャーナリスト）、前田哲男（軍事評論家、西谷文和（ジャーナリスト・NGO役員）、半藤一利（小説家・歴史家）、青井未帆（学習院大学教授（憲法学）八名全員を不採用とする決定をすると思われれます。そして本件裁判を早期に結審して判決をすることを狙っていると思われれます。実は国賠訴訟を担当している東京地裁民事一部の裁判官三名がこの四月に一斉に交替しました。裁判は法廷で直接審理した裁判官が判決する

という直接主義が大原則であるにもかかわらず、わずか一年一〇ヶ月余の間に裁判長が三人目、右陪席も三人目、担当の左陪席が二人目、しかも左陪席は現在も民事一部に在籍しているという異常な事態が惹起されました。そして新しい裁判長は弁論更新手続を経る前であるにもかかわらず、四月一六日の国側代理人を含めた進行協議の席上、証人の不採用を予告しており、完全に予断を持つて裁判に臨んでいるとしか考えられません。私はこれを見て、一昨年一二月の辺野古福岡高裁判決と厚木基地訴訟の最高裁判決を想起せざるを得ませんでした。余りにも政治的過ぎる措置であるからです。私は東京地裁のほか札幌、長崎、鹿児島、山梨地裁などでの意見陳述で「裁判官は政治から独立して判断することが求められている。あなた方は何を指して裁判官を志したのか考えてほしい。安倍政権は皆さんが付度しなければならぬほどの価値があるのだろうか」と訴え続けてきました。今はまさしくその危険な水域に入ってきていることを痛感させられております。何度も申し上げている通り、全国で二五の安保法制違憲訴訟が審理されることになっていますが、地方の全ての裁判官はどうしても東京地方裁判所の意向をおもなばかる傾向にあります。その意味で私は七月二〇日の東京地裁民事一部の判断はとても重要な意味を持つていると認識しています。私ども東京訴訟の弁護団はそのことをしっかりと射程内に入れて全ゆる対策を準備のうえ重大な決意をしておりますが、私はそれがいかなる結果になろうともいささかも動揺したり一喜一憂したりすることなく堂々と前を見据えて戦い続けることを覚悟しています。知性も度胸もない東京地裁の三名の裁判官にわが国の平和と未来をまかせることなどできないからです。私は学生時代から「歴史は解釈するものである、変革するものである」という信念を貫いて生きてきました。これからも平和を愛してやまない全国の仲間と固く連帯してこの戦いを続けて参るつもりです。沖縄辺野古のテント村に立てられていたのぼりに「諦めた時が敗北である」と書かれていた教えをしっかりと銘記して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 九、おわりに

—人間の尊厳と知性を取り戻す戦いを始めよう

最後になりますが、私はこれからが本物の戦いの始まりだと考えています。安倍は今後強引きわまる憲法解釈をした「集団的自衛権の行使」を進めるとともに「憲法第九条そのものを変えていく」策動を強めていくこ

とは間違いありませんが、私達日本国民は侵略戦争を仕掛けた責任と世界で唯一の被爆国としての痛恨の教訓を胸に秘めて、安倍政権の暴走を阻止していく歴史的責任があると考えております。七三年前の八月一日という日は第二次世界大戦の敗戦の日であります。私は一切の戦争と敢然として縁を切る新しい日本がスタートした記念すべき日であると思っております。

一九八五年当時のワイツゼッカー・ドイツ大統領は「過去に目を閉ざす者は現在においても盲目である」と演説されましたが、私どもは歴史を再び暗黒の時代に戻すことがあっては決してならないのです。ご承知の通りドイツは一九三三年、ヒットラーによるナチス政権の登場によりわずか三ヶ月の間にワイマール体制を崩壊させてファシズム国家となり、暗黒の時代を迎えましたが、私達はこの歴史的教訓をいささかも忘れてはなりません。

そのためには私達多くの市民が歴史的真相をしつかり見つめ、自分自身にも向かい合っていくことが求められていると思えます。

二十二年前、私の亡き母の告別式で弔辞を読んでもくださった作家の灰谷健次郎さんは「太陽の子」という小説の中で「知らなくてはならないことを、知らないで過ごすというような勇気のない人間に私はなりたくありません」と述べておられますが、私達は真相を知ることから逃げたいはいけない、人間として勇気を持って生きていくことを誓い合いたいと思えます。

わが国は今、貧困と格差が深刻化して多くの国民が厳しい生活と劣悪な職場環境を余儀なくされ、平和への脅威と不安が日一日と強まっています。一人一人がしつかりと手を携えて毅然として前を見据えて戦い続けるならば、必ずや展望が開けていくことを確信してやみません。

そのためには私達が今後、安倍とそれを取り巻く犯罪的戦争政策遂行者を糾弾する戦いを引き続き継続すると同時に、私達自身と周りの方々に対して、今日における人間のあり方を問い、知性を取り戻すための努力をより一層強めていかなければならないと考えています。

本日の名古屋の集会もその重要な一つですが、これからは家庭や職場、社会などのあらゆる機会において一人一人が率直に人間は何のために生きていくのか、後世のために何を残すのかなどにつき本音で語り合い、日本の民主主義と平和憲法を死守していくために今何をすべきかを真剣に議論することが何よりも大切だと思っています。そして今後の私達の呼びかけは、意見や考えの異なる方々にはもちろん、無関心層と言われる人達

に対しても幅広く粘り強く行っていく必要があります。

おそらくこれからの二年間のわが国は「二〇二〇東京オリピック」に向けて大きな盛り上がりを示していくと予想され、安倍はそれを最大限に利用して国威発揚をはかり、マスコミなどを総動員して国民を安民法制から「忘却」させていく政治的手法をとっていくと思われませんが、実は平和憲法を死守して戦争への道を阻止していく使命を持つ私達の側にとつても、安倍が任期延長をはかって「憲法改正」を謀ろうとするこの二年間はきわめて大事な時期だと考えております。そのためにはこの二年間どういう具体的な運動が必要か、皆様方の叡智と力で平和憲法を守り抜いていく壮大な運動論を見出し出していきたいと切望しています。

本日お集まりいただいた皆様もそう考えておられると思いますが、私達は過去の運動のしがらみなどから一切解き放たれ、全ゆる党派や思想信条を超えた新しい「平和憲法を守る運動」を全国各地に構築していく必要があると思っております。

私の好きな作詞家のなかにしれいさんは、オペラ歌手の佐藤しのぶさんと三年前に「リメンバーヒロシマ・ナガサキ」という素敵な歌を世に送り、その中で「平和の実現を願う人は集まれ、過ちは繰り返さない、人間に英知と愛があるなら」と訴えておられますが、それは必ず実現できると信じてやみません。

私どもの安民法制違憲訴訟の戦いも国民市民の皆様とご一緒に高いハードルを乗り越えて頑張つて参りたいと決意しています。

本日の集会の主催者も指摘されていましたが通り、違憲訴訟の戦いは正直言つて厳しく苦しいものでありますが、私ども小さな人間が心と力を寄せ合つていくならば、必ずや知性も品のかけらもない安倍をはじめ権力に胡坐をかいている戦争遂行者を打倒できるものと確信してやみません。

皆様方、平和の風をイラク訴訟を戦つた名古屋から巻き起こし、全国へ、そして世界へと訴えていけば、安民法制を廃止し、戦争をする国家づくりを阻止できるものと思っております。私の残された人生も短くなつてきましたが、皆様方とともに渾身の力を込めて老骨に鞭打ちながら戦つていくことをお誓い申し上げます。

時間が参りましたので、これにて私の拙い話を終りとさせていただきます。長い間、ご静聴いただきまして有難うございました。